

国立研究開発法人国立循環器病研究センター
非常勤医師及び研究員給与規程

平成22年4月1日規程第13号

国立研究開発法人国立循環器病研究センター非常勤医師及び研究員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター非常勤職員就業規則（平成22年規程第3-2号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第56条の規定に基づき国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の非常勤の医師、歯科医師（以下「非常勤医師」という。）及び研究員（以下「非常勤研究員」という。）（以下、非常勤医師及び非常勤研究員を併せて「非常勤医師等」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 非常勤医師等の給与は、基本給及び手当とする。

2 基本給は、時間給とする。

3 手当は、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、支援団体業務手当、賞与及び年度末賞与とする。

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接非常勤医師等に支払うものとする。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、非常勤医師等が希望する場合にあっては、その指定する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって給与を支払うことができる。

(給与期間)

第4条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第5条 基本給の支給定日は、毎月16日とし、その前月の給与期間の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日法による祝日」という。）に当たるときは、18日）

二 16日が土曜日に当たるとき 15日

三 16日が祝日法による祝日に当たるとき 17日

2 通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、通勤手当は、基本給の支給定日まで

に手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 3 賞与については、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 4 年度末賞与は、理事長の定める日に支給する。

(給与の即時払)

第6条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人又は権利者の請求があったときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
 - 二 退職し又は解雇されたとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時本人と生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 二 子
 - 三 父母
 - 四 孫及び祖父母
 - 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第7条 理事長は、非常勤医師等が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第5条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(基本給)

第8条 基本給は、「別表第1 非常勤医師等時間給単価表」の区分欄の区分に応じた時間給とする。ただし、単価表の時間給によることが特別な事情により困難であると理事長が認める場合は、単価表と異なる時間給とすることができる。

- 2 給与期間中における基本給の額は、前項の規定により決定された時間給に当該給与期間中の勤務時間数（非常勤職員就業規則第42条の規定による年次休暇及び同規則第44条の規定による有給休暇の期間の時間数、国立研究開発法人国立循環器病研究センター安全衛生管理規程（平成22年規程第21号）第29条第1項の措

置を講じた期間の時間数を含む。) を乗じて得られた額とする。

- 3 前項に定める勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる非常勤医師等に支給する。

一 通勤(非常勤医師等が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする非常勤医師等(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤医師等以外の非常勤医師等であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる非常勤医師等を除く。)

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの(センター、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする非常勤医師等(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤医師等以外の非常勤医師等であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる非常勤医師等を除く。)

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする非常勤医師等(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤医師等以外の非常勤医師等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である非常勤医師等は、次のいずれかに該当する非常勤医師等で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある非常勤医師等

ロ 労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な非常勤医師等

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる非常勤医師等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる非常勤医師等 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。以下同じ。)につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃

等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額（1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる非常勤医師等 次に掲げる非常勤医師等の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない非常勤職員については、当該金額の2分の1の金額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である非常勤医師等 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である非常勤医師等 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である非常勤医師等 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である非常勤医師等 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である非常勤医師等 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である非常勤医師等 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である非常勤医師等 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である非常勤医師等 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である非常勤医師等 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である非常勤医師等 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である非常勤医師等 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である非常勤医師等 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である非常勤医師等 31,600円

三 前項第3号に掲げる非常勤医師等 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を

使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

第10条 削除

(届出)

第11条 非常勤医師等は、新たに第9条第1項の非常勤医師等たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 非常勤医師等が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、前項と同様とする。

(確認及び決定)

第12条 理事長は、非常勤医師等から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が第9条第1項の非常勤医師等たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第13条 通勤手当の支給は、非常勤医師等に新たに第9条第1項の非常勤医師等たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている非常勤医師等が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の非常勤医師等たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第11条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている非常勤医師等にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の

初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 新たに非常勤職員が当該採用の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第9条第1項の職員たる要件を具備するときは、当該採用の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第9条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立循環器病研究センター旅費規程（平成22年規程第25号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第9条第2項の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（事後確認）

第14条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている非常勤医師等について、その者が第9条第1項の非常勤医師等たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該非常勤医師等に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（特殊勤務手当）

第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する非常勤医師等には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 救急医療体制等確保手当
- 五 特殊業務手当
- 六 臓器移植派遣業務手当
- 七 手術等従事手当

（放射線取扱手当）

第16条 放射線取扱手当は、非常勤医師等がエックス線その他の放射線を人体に対

して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1時間当たり56円に当該給与期間中の勤務時間数を乗じて得られた額とする。
- 3 前項に定める勤務時間数の取り扱いについては第8条第3項の規定を準用する。

（夜間看護等手当）

第17条 夜間看護等手当は、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事した非常勤医師等に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数（非常勤職員就業規則第34条第2項の規定により指定された勤務（同規則第35条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職員の区分	時間数の区分			
	7時間以上	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
非常勤医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
非常勤研究員	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

（ヘリコプター搭乗救急医療手当）

第18条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、非常勤医師が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務にかかる訓練

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、5,000円とする。
- 3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。
 - 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
 - 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

(救急医療体制等確保手当)

第19条 救急医療体制等確保手当は、非常勤医師等が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、非常勤医師等が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院
- 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
- 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円

4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。

- 一 休診日（祝日法による祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による祝日を除く。）、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は理事長が定める時間帯
- 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間

5 第26条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。

6 非常勤医師等が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。

(特殊業務手当)

第20条 特殊業務手当は、別表第2に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる非常勤医師等に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1日当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別の区分に応じた時間単価欄に定める額を当該勤務日の定められた勤務時間数に乗じて得た額とする。

(臓器移植派遣業務手当)

第20条の2 臓器移植派遣業務手当は非常勤医師が臓器移植にかかる次の業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 移動を伴う移植にかかる臓器・組織摘出手術
- 二 前号に準ずるものとして理事長が定めるもの

2 前項の額は、次の各号に掲げる職種に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 医師 18,000円

(手術等従事手当)

第20条の3 医師又は歯科医師が、理事長の定める手術等を実施した場合は、理事長の定める額を支給する。

(超過勤務手当)

第21条 非常勤職員就業規則第36条ただし書に基づき、定められた勤務時間を超えて勤務を命ぜられた非常勤医師等には、超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務手当の額は、定められた勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条第1項に規定する時間給、放射線取扱手当の1時間当たりの額及び特殊業務手当の時間単価（当該勤務日に特殊業務手当が支給される場合に限る。）の合計額（以下「時間給等」という。）に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第1号において、定められた勤務時間を超えて勤務した時間が、国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員就業規則第33条に規定する勤務時間（以下「常勤職員の正規の勤務時間」という。）に相当する時間内である場合の超過勤務手当の額は、当該時間に対して、勤務1時間につき、時間給等により得た額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。

- 一 定められた勤務時間が割り振られた日（次条の規定により定められた勤務時間中に勤務した非常勤医師等に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務100分の125 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

3 常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間給等に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の

175) を乗じて得た額とする。ただし、非常勤職員就業規則第38条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

(休日給)

第22条 祝日法による祝日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による祝日を除く。）において、定められた勤務時間中に勤務することを命ぜられた非常勤医師等には、定められた勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間給等に100分の35を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第23条 定められた勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた非常勤医師等には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間給等の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直等手当)

第24条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第25条 宿日直勤務を命ぜられた非常勤医師には、その勤務1回につき、21,000円を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、10,500円とする。

2 宿日直勤務を命ぜられた非常勤研究員には、その勤務1回につき、5,900円を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,950円とする。

(救急呼出待機手当)

第26条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った非常勤医師等には、その待機1回につき、5,000円を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、2,500円とする。

2 前項の救急呼出とは、定められた勤務時間以外の時間（祝日法による祝日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による祝日を除く。）を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた非常勤医師等が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事し

た場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

(支援団体業務手当)

第26条の2 支援団体業務手当は、職員が医療法第6条の11第3項の規定に基づき、次に掲げる業務（理事長が認める場合に限る。）に従事したときに支給する。

一 医療法第6条の11第1項の規定に基づく医療事故調査のための委員会への委員としての参画

二 前号に掲げる業務以外の支援業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号の業務 20,000円

二 前項第2号の業務 10,000円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当は支給しない。

(賞与)

第27条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤医師等（勤務時間が1週間あたり30時間以上の者（臨床研修医を除く。）に限る。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第5条第3項に定める支給日に支給する。

2 賞与は、基準日前6箇月以内の期間（以下「勤務判定期間」という。）におけるその者の基準日に在職している事業場における勤務状況に応じて支給する。

3 賞与の額は、勤務判定期間の間の非常勤医師等について定められている勤務時間以上勤務した日数（非常勤職員就業規則第42条の規定による年次休暇及び同規則第44条の規定による有給休暇の期間を含む。）が、勤務を割り振られた日数（月の初日以外の日に採用された等の理由により月の全日数に対して勤務の割り振りがない場合は、1日の勤務時間が6時間の者は、21日。それ以外の者は、月の全日数に対して勤務の割り振りがあったとした場合の日数）に100分の80を乗じて得た日数以上ある月につき、6,000円を乗じて得た額とする。

(年度末賞与)

第28条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下「基準日」という。）に在職する非常勤医師等（勤務時間が1週間あたり30時間以上の者（臨床研修医を除く。）に限る。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第5条第4項に定める支給日に支給する。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長がその者に所属する非常勤医師等の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末

賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第78条の規定による懲戒解雇及び同規則第79条の規定による諭旨解雇の処分を受けた非常勤医師等

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に非常勤職員就業規則第66条の規定により解雇された非常勤医師等（同条第1号に該当して解雇された非常勤医師等を除く。）

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した非常勤医師等（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられたもの

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、センターに対する社会的信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

（端数の取扱）

第29条 第21条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第22条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第23条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（規程の実施）

第30条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成２２年規程第６８号）

（施行期日）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年規程第７６号）

（施行期日）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年規程第１０６号）

（施行期日）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年規程第１１６号）

（施行期日）

この規程は、平成２６年７月１０日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年規程第１２６号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第１３２号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年規程第１６５号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年規程第192号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第220号)

(施行期日)

この規程は、平成30年10月2日から施行する。

附 則 (平成31年規程第256号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年規程第313号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 非常勤医師等時間給単価表

区 分		時間給単価
臨床研修医		2,390円
レジデント		2,800円
専門修練医		3,200円
一般医師	Aクラス	3,200円
	Bクラス	3,700円
	Cクラス	4,500円
流動研究員		2,460円

備考

- 1 この表の「臨床研修医」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている非常勤医師をいう。
- 2 この表の「レジデント」とは、国立研究開発法人国立循環器病研究センターレジデント制度規程（平成22年規程第59号）第2条に基づき専門分野の研修を受けている非常勤医師をいう。
- 3 この表の「専門修練医」とは、国立研究開発法人国立循環器病研究センター専門修練医制度規程（平成22年規程第60号）第5条に基づき採用された非常勤医師をいう。
- 4 この表の「一般医師」とは、常時医師を任用する必要のない診療科の非常勤医師、常勤医師が欠員であるため一定期間任用する非常勤医師などであり、前3項以外の非常勤医師をいう。
- 5 この表の「一般医師」の「Aクラス」とは、その能力及び実績が常勤医師に相当する非常勤医師の区分であり、「Bクラス」とは、その能力及び実績が医長に相当する非常勤医師の区分であり、「Cクラス」とは、その能力及び実績が部長に相当する非常勤医師の区分である。

別表第2 特殊業務手当支給区分表

種 別	時間単価
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している疾患の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるものに入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1 4 2 円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	7 1 円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「〇〇の診療に直接従事することを本務とする」とは、当該勤務日に、当該診療に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該診療に直接従事することをその非常勤医師の主たる職務内容としていることをいう。 2 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。 3 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。 4 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。 	